

第8編

参考資料

第1章. 市民アンケート.....	157
1.1 調査の概要.....	157
1.2 アンケート調査結果.....	158
第2章. 委託及び工事の内容と費用.....	171
2.1 舗装に関する費用.....	171
2.2 橋りょうに関する費用.....	172
第3章. 財産管理・施設管理に関する法規・例規等の一覧.....	174
3.1 関係する法規・例規等一覧表.....	174
3.1.1 財産管理.....	174
3.1.2 施設管理.....	177

第1章. 市民アンケート

1.1 調査の概要

今後の道路維持の維持管理に関する計画づくりに向けて、道路施設の維持管理に関する市民の現状認識やニーズの傾向を把握するためのアンケート調査を実施。

表 8-1 調査の概要

項目	調査対象及び調査方法
調査対象	調布市民のうち、18歳以上の方
回収サンプル数	550
調査方法と回収方法	①「市報ちょうふ」及び市ホームページに調査票を掲載し回答された調査票を回収 ②市役所 2 階総合窓口及び市役所 7 階エレベーターホール付近に調査票を配架し、回収箱にて回収 ③アンケート調査会社にモニターとして登録している調布市民を対象に調査票を掲載し回答された調査票を回収
調査時期	令和2年11月20日～12月21日

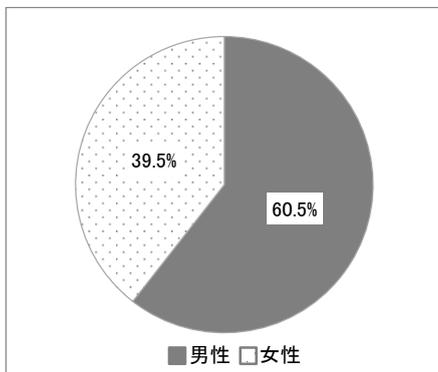
※整理にあたっての注意事項

- 比率はすべて百分率 (%) で表し、小数点以下 2 位を四捨五入して算出しています。従って、合計が 100%にならない場合や、内訳の合計が表示されている値と一致しない場合があります。
- 質問の終わりに【複数回答】とある問は、1 人の回答者が 2 つ以上の回答を出しても良い問であり、従って各回答の合計比率は 100%を超える場合があります。

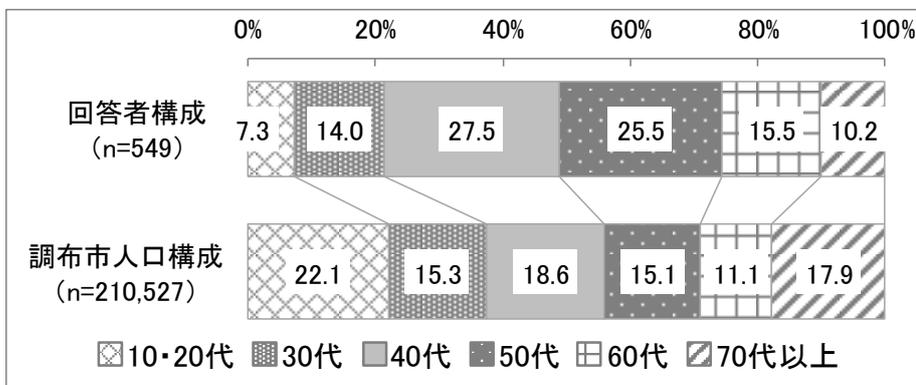
1.2 アンケート調査結果

(1) 回答者の属性

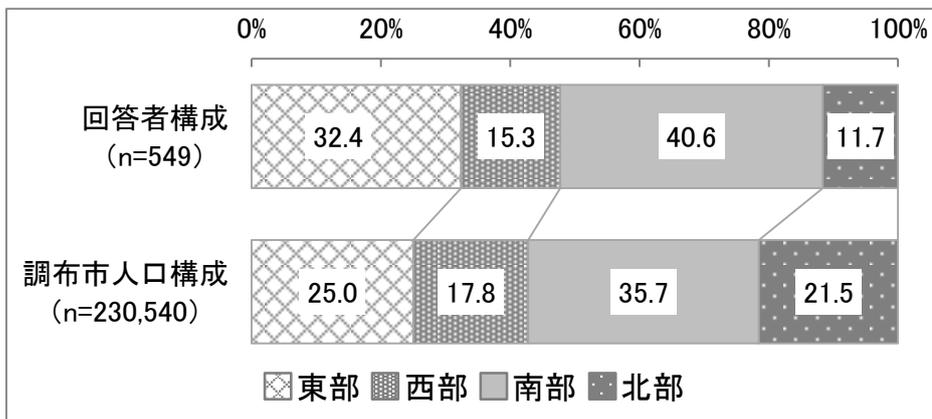
■性別



■年齢



■居住地域



■主な移動手段

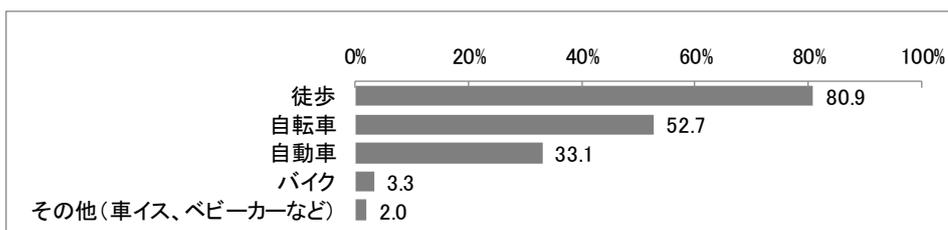


図 8-1 回答者の属性

(2) 現在の調布市道の状況に対する市民の意識について

あなたが普段利用する調布市道で、工事を見かける際どの程度気になりますか

市道上で行われている工事に対する意識は、「とても気になる」と「少し気になる」と回答した方を合わせると、全体の約7割が調布市道上の工事に対して気になっている。

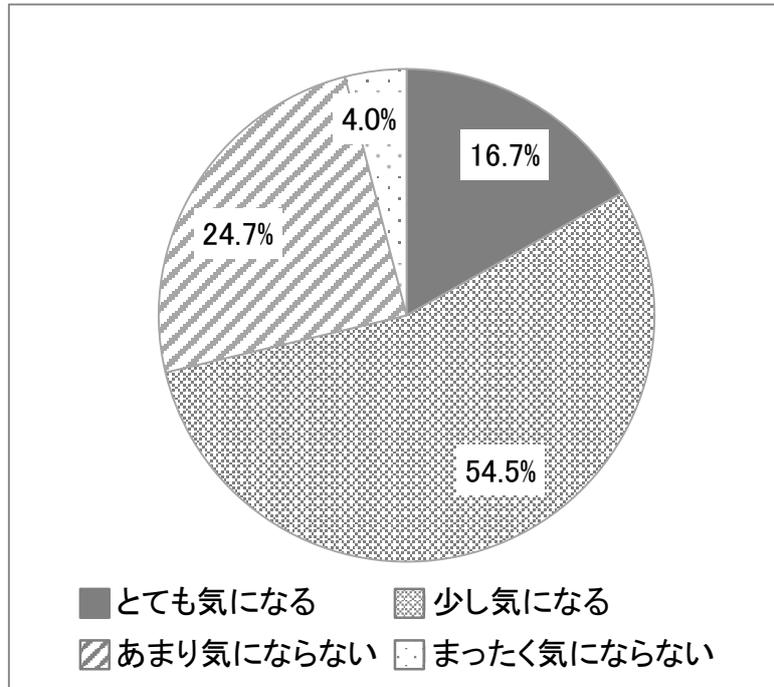


図 8-2 市道上の工事に対する意識

<居住地域別>

居住地域別の工事に対する意識に着目すると、「とても気になる」と回答した方の割合は北部が約2割と最も高くなっているが、「とても気になる」と「少し気になる」と回答した方の合計に着目すると、西部が約8割を占めている。

<年齢層別>

年齢層別の工事に対する意識に着目すると、年齢が高くなると「とても気になる」及び「少し気になる」と回答した方の割合が高くなっており、若い世代ほど工事に対する関心が薄い傾向がみられる。

あなたが普段利用する調布市道で、舗装やコンクリートに「ひび割れ」、構造物の「腐食・破損」などが生じていて、不安や不快を感じたことはありますか。
 対象施設：市が管理している舗装（車道・歩道）、橋りょう、街路樹、街路灯など

道路施設の老朽化に対する不安や不快を感じる頻度は、「ときどき感じる」と回答した方が約4割と最も多く、「よく感じる」と回答した方と合わせると、全体の約5割が道路施設に発生している損傷に対して不安・不快に感じている。

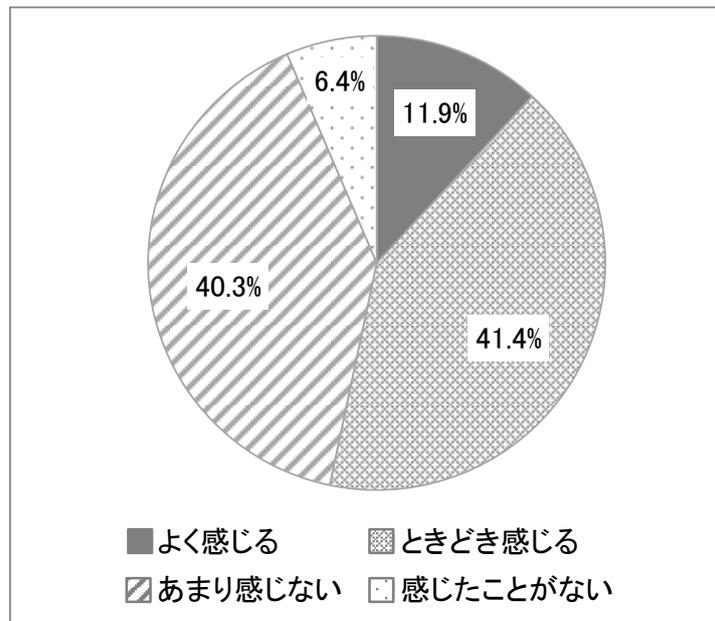


図 8-3 道路施設の老朽化に対する不安や不快感

<居住地域別>

居住地域別の道路施設の老朽化に対する不安や不快を感じる頻度に注目すると、「よく感じる」と回答した方の割合は東部が約2割と最も高くなっている。「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせると、東部及び北部の約6割の方が不安・不快に感じている。

<年齢層別>

年齢層別の道路施設の老朽化に対する不安や不快を感じる頻度に注目すると、10・20代は「とても気になる」という回答はなく、全年代の中で特に道路施設の損傷に対する関心が薄い傾向がみられる。30代以上の年齢に着目すると、「とても気になる」と「少し気になる」と回答した方の割合は年代が上がるごとに高くなっていることから、若い世代ほど道路施設の損傷に対する関心が薄く、不安・不快に感じる頻度が低い傾向がみられる。

あなたが普段利用する調布市道で、次のような状況を見かけることはありますか。

「街路樹の根によって歩道に凸凹が生じている」に対する「よく見る」が最も多く、「たまに見る」と合わせると回答者の約6割が状況を見ると回答している。また、舗装の損傷である「亀甲状のひび割れが生じている」と「線状のひび割れが生じている」については、どちらも「よく見る」が約1割、「たまに見る」が約4割となっており、回答者の約半数が状況を見ると回答している。

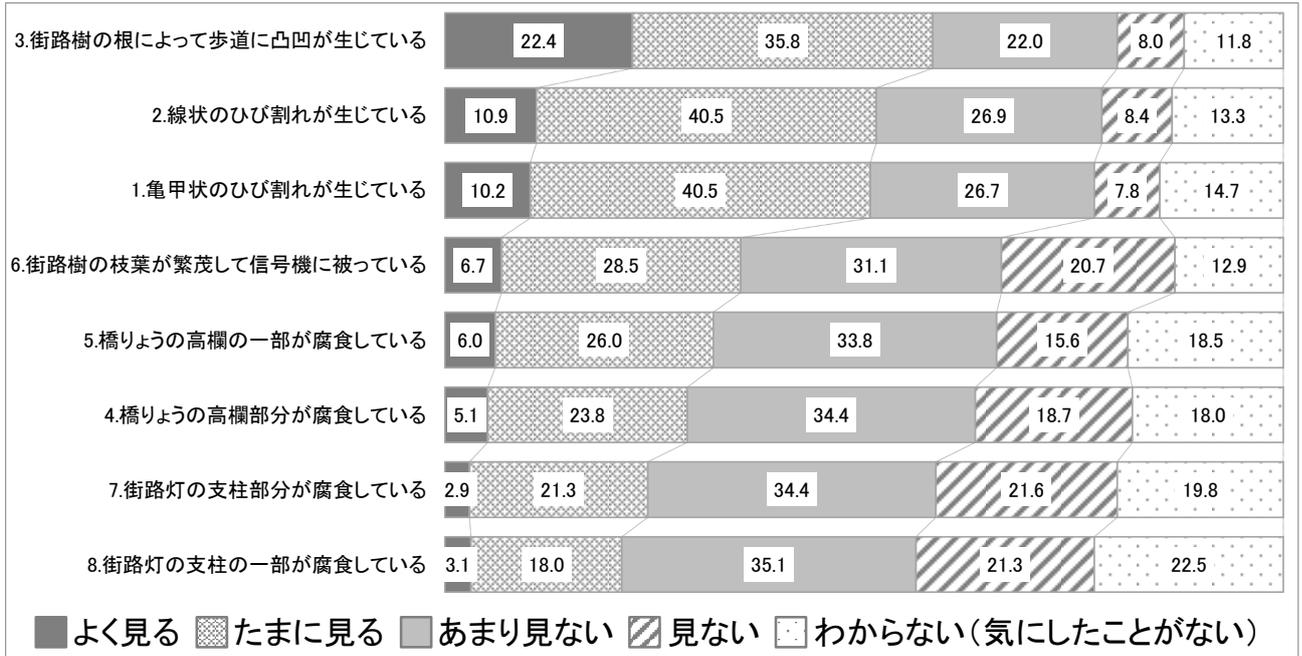


図 8-4 市道の異常を見かける頻度

<居住地域別>

いずれの地域においても「街路樹の根によって歩道に凸凹が生じている」が最も多い。

<移動手段別>

路面に生じる損傷である「舗装のひび割れ」「街路樹の根あがり」に着目する。

「舗装のひび割れ」について「よく見る」と「たまに見る」と回答した主な移動手段毎の割合は、バイクが最も多く、次いで自動車、自転車となっている。

「街路樹の根によって歩道に凸凹が生じている」について「よく見る」と「たまに見る」と回答した主な移動手段毎の割合は、バイクが最も多く、ほぼ同率で自転車、次いで自動車となっている。

あなたが普段利用する調布市道で、次のような状況をどのように感じますか。

「街路樹の枝葉が繁茂して信号機に被っている」に対する「不満である」が最も多く、「どちらかという不満である」と合わせると全体の約6割が不満に感じている。また、同じく街路樹に関連する「街路樹の根によって歩道の凸凹が生じている」についても、「不満である」と「どちらかという不満である」を合わせると、全体の約6割が不満に感じている、不満に感じている割合としては二番目に多い。

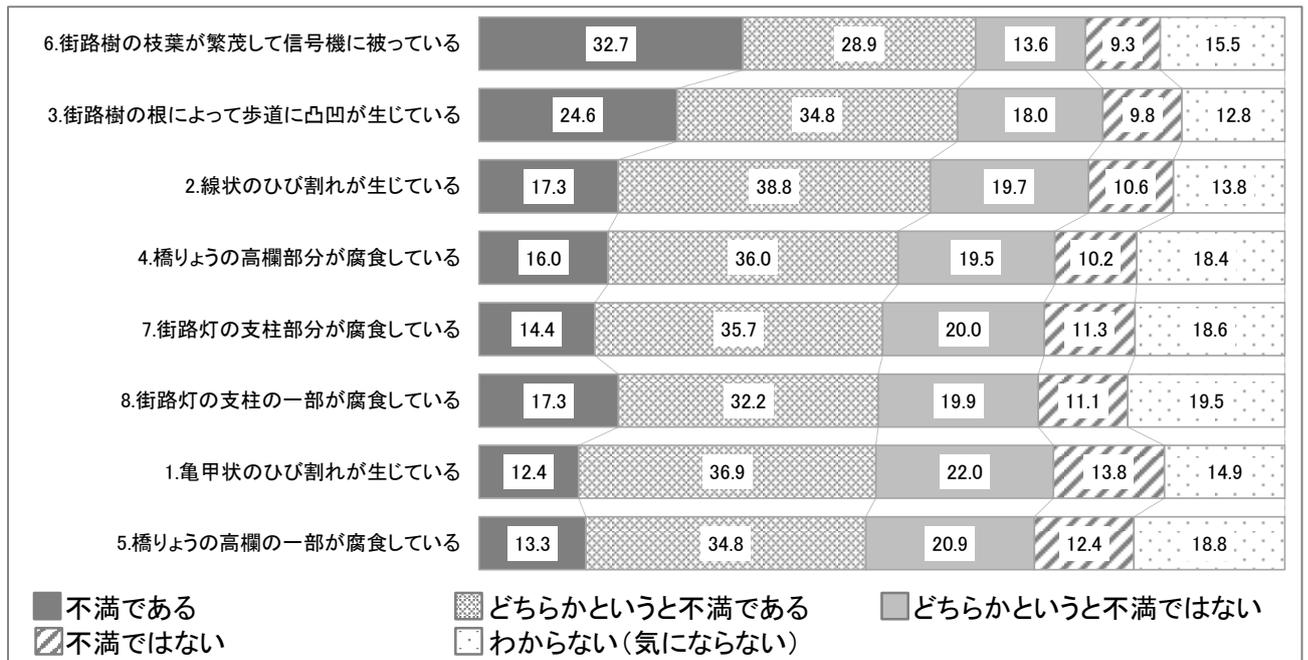


図 8-5 市道の異常に対する印象

<居住地域別>

南部及び北部において、「街路樹の枝葉が繁茂して信号機に被っている」が最も多い。東部は「街路樹の根によって歩道に凸凹が生じている」、西部は「線状のひび割れが生じている」が最も多い。

<移動手段別>

路面に生じる損傷である「舗装のひび割れ」と「街路樹の根あがり」に着目する。

「舗装のひび割れ」について「不満である」及び「どちらかという不満である」と回答した主な移動手段毎の割合は、バイクが最も多く、次いで自動車、自転車となっている。

「街路樹の根によって歩道に凸凹が生じている」について「不満である」と「どちらかという不満である」と回答した主な移動手段毎の割合は、自転車が最も多く、次いで自動車、徒歩となっている。

道路管理課が実施している調布市道の日常管理について、お伺いします。日ごろの印象を含め、対応が必要だと思う状況を最大 5 つまでお答えください。【複数回答】

市道の日常管理について、対応が必要だと思う状況は、舗装の凸凹を選択した方が約 6 割と最も多く、次いで歩道の段差が約 5 割、舗装のひび割れが約 4 割となっており、舗装に関する項目が上位 3 位を占めている。次いで街路樹の枝伸び、排水溝の清掃・異臭の順となっている。

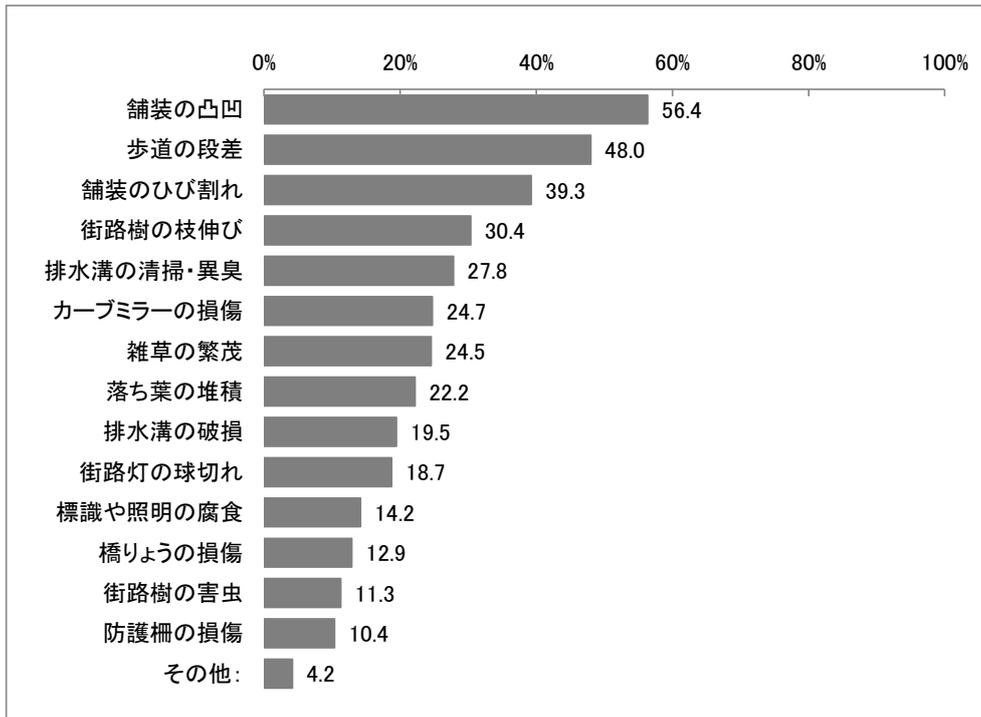


図 8-6 対応が必要な事象

<居住地域別>

いずれの地域においても「舗装の凸凹」が最も多い。

表 8-2 居住地域別の対応が必要だと思う状況(回答数の多い上位 5 項目)

	東部	西部	南部	北部
1 位	舗装の凸凹	舗装の凸凹	舗装の凸凹	舗装の凸凹
2 位	歩道の段差	舗装のひび割れ	歩道の段差	歩道の段差
3 位	舗装のひび割れ	歩道の段差	舗装のひび割れ	街路樹の枝伸び
4 位	街路樹の枝伸び	排水溝の清掃・異臭	排水溝の清掃・異臭	舗装のひび割れ
5 位	カーブミラーの損傷	街路樹の枝伸び	雑草の繁茂	雑草の繁茂

<移動手段別>

いずれの移動手段においても「舗装の凸凹」が最も多く、2 番目に多い項目については、徒歩及びその他（車イス、ベビーカーなど）は「歩道の段差」、自転車・バイク・自動車では「カーブミラーの損傷」となっている。

大雨や台風などの自然災害が激甚化する中で、これらに備えた調布市道上の道路施設に関するメンテナンスとして、あなたが重要だと思う項目は何ですか。重要だと思う順に1～7までの数字を選択してください（同順位も可）。

重要だと思う項目のうち1位に着目すると、「道路の冠水」と回答した方が約4割と最も多く、次いで道路の陥没となっている。一方で、2位に着目すると「道路の陥没」が最も多く、次いで「道路の冠水」となっており、1位及び2位を足し合わせると「道路の陥没」と「道路の冠水」がともに約6割となっている。

一方で、重要度の低い項目に着目すると、「街路灯の不点」が最も重要度が低く、次いで「附属物（標識・街路灯）の倒壊、傾き」となっている。（その他を除く）

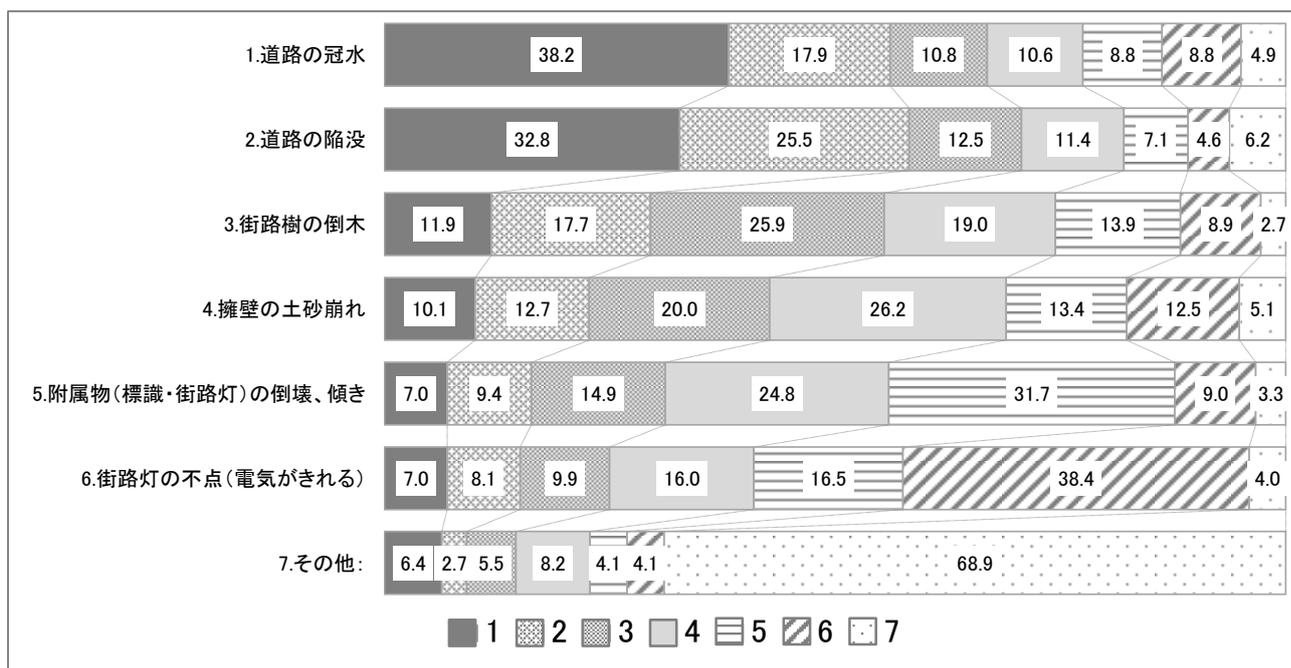


図 8-7 災害に備えた道路施設のメンテナンス

<居住地域別>

いずれの地域においても、道路の冠水、道路の陥没の項目が上位2つを占めている。この理由としては、近年、大型台風の上陸や記録的な大雨の発生頻度が増加傾向にあることが影響していると考えられる。

(3) 市内の道路施設の老朽化に関する市民の意識について

市が管理している道路施設（舗装、橋りょう、街路樹、街路灯など）の多くは、高度経済成長期に集中的に建設したことから、老朽化が進んでいきます。あなたは、このような状況をご存知ですか。

「少し知っている」と「よく知っている」の合計を合わせると、全体の約 6 割が道路施設の老朽化について認知している。

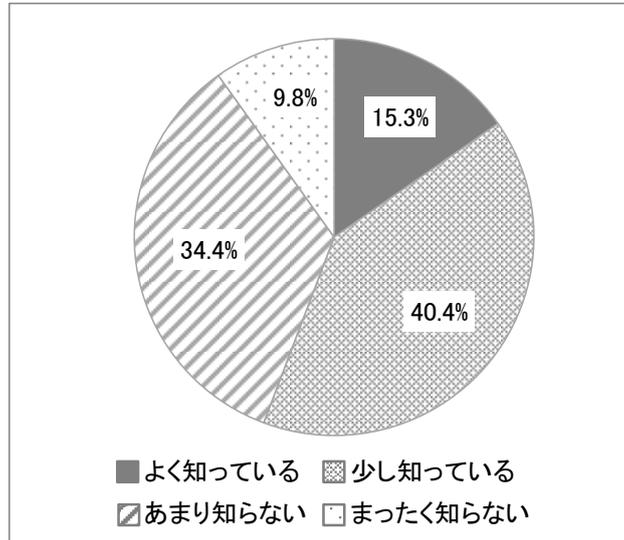


図 8-8 道路施設の老朽化に対する認知度

<年齢層別>

年齢層別に着目すると、年齢が高くなるほど道路施設の老朽化に対する認知度が高い傾向がみられる。

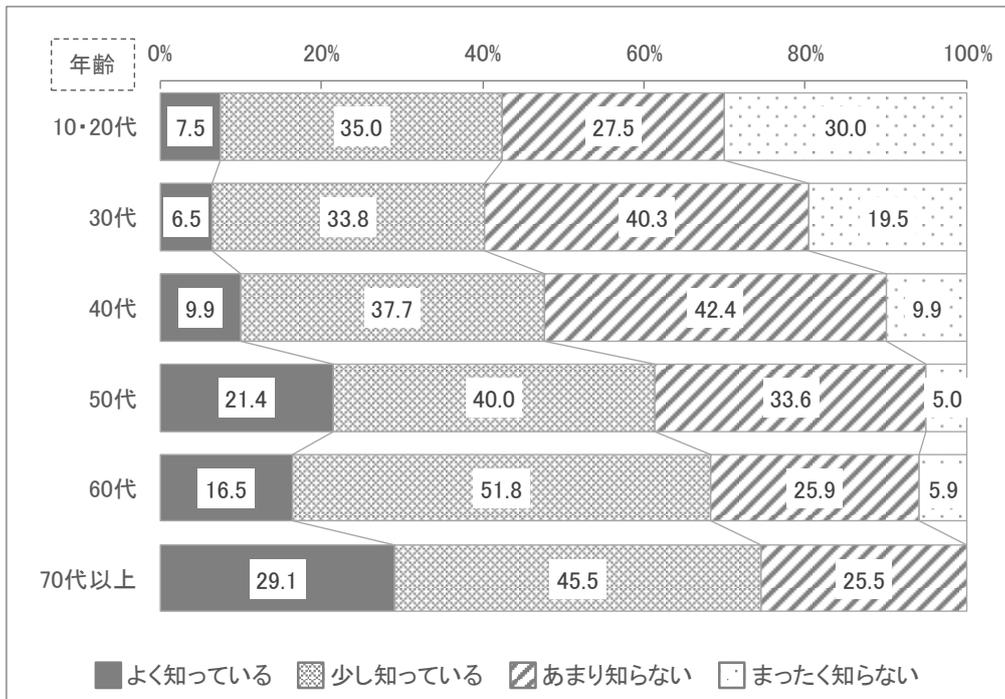


図 8-9 年齢層別の道路施設の老朽化に対する認知度

あなたが普段生活するなかで、道路施設の老朽化について意識したり、考えたりしたことはありますか。

「どちらかという意識していない」が最も多く、「意識していない」と合わせると、全体の約5割が道路施設の老朽化について意識していないという結果となっている。

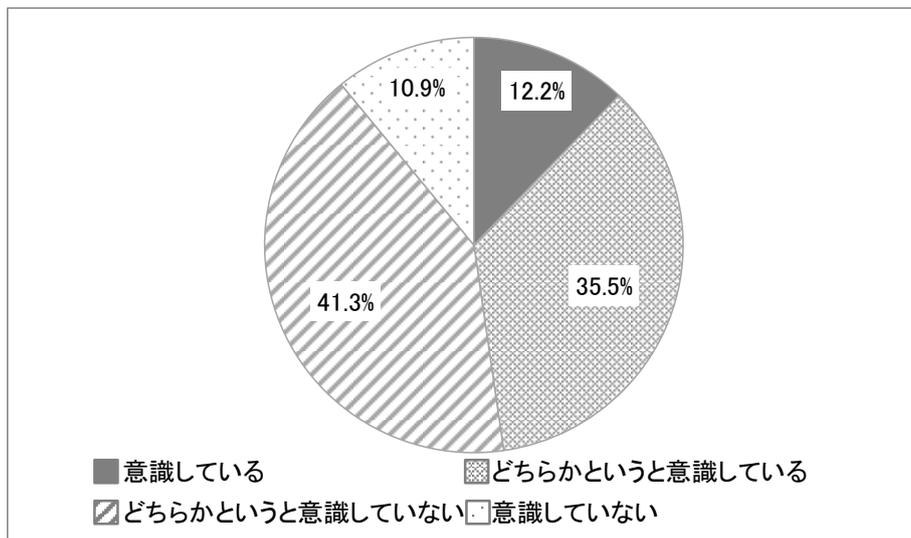


図 8-10 道路施設の老朽化に対する意識

<年齢層別>

年齢層別に着目すると、若い世代ほど道路施設の老朽化に対して意識していない傾向がみられ、道路施設の老朽化に対する認知度の回答結果とほぼ同傾向といえる。

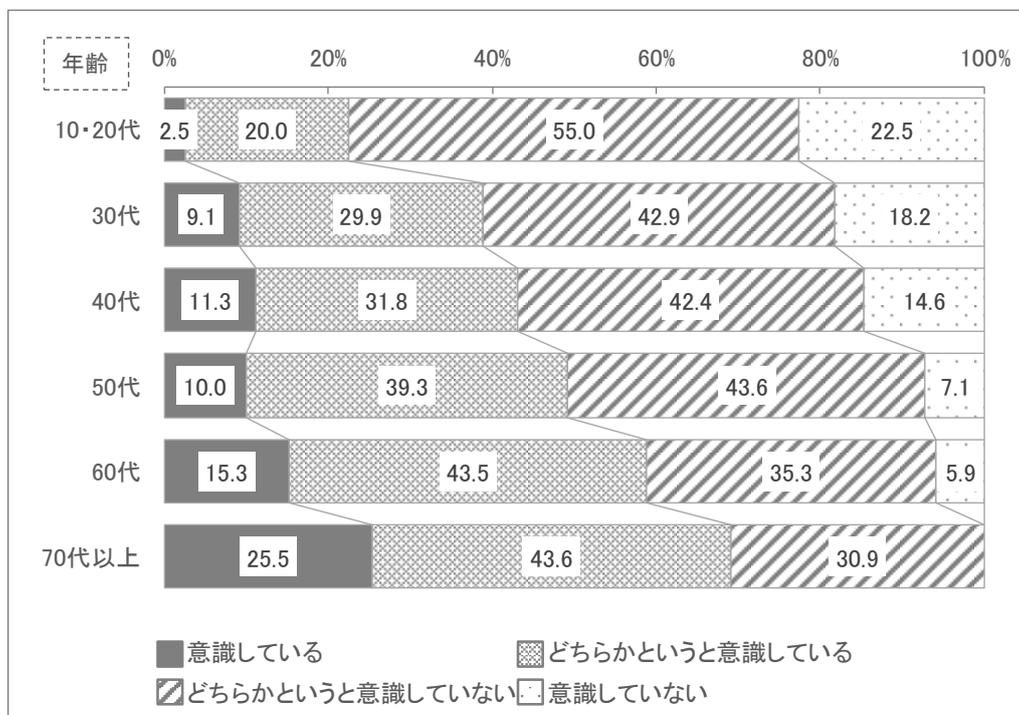


図 8-11 年齢層別の道路施設の老朽化に対する意識

<移動手段別>

主な移動手段別に着目すると、バイク及び自動車における「意識している」と「どちらかという意識している」の割合が約6割となっている。また、その他（車イス、ベビーカーなど）については、他の移動手段と比較すると道路施設の老朽化に対する意識は低い傾向がみられる。

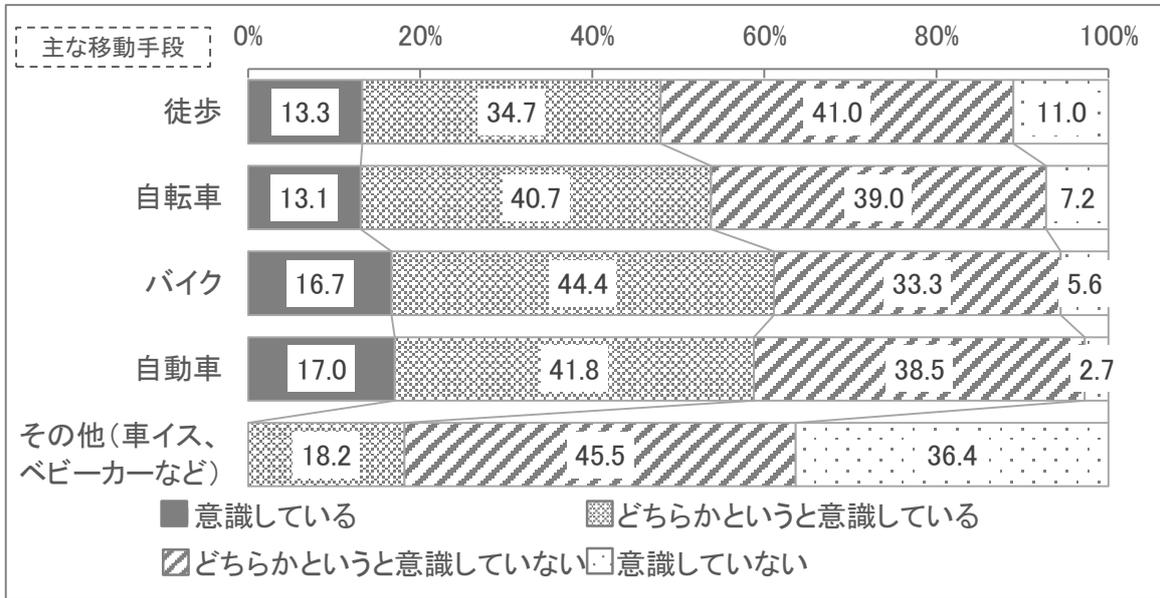


図 8-12 移動手段別の道路施設の老朽化に対する意識

市では、老朽化する道路施設を、今後効率的に管理していくためには、計画的・効率的な維持管理による道路施設の長寿命化が必要だと考えています。老朽化する道路施設について、どのように取り組むべきか、あなたのお考えに最も近いものを一つ選んでください。

「こまめに点検し、早めに補修することで、安全性を高い水準で維持し、施設を長持ちさせる」と「点検を実施し、安全性が低下している場合、次回の点検までに補修をする」と回答した方が約8割を占めており、予防保全的に道路施設を維持管理に取り組むべきと考えている方が全体の半数以上を占めている。

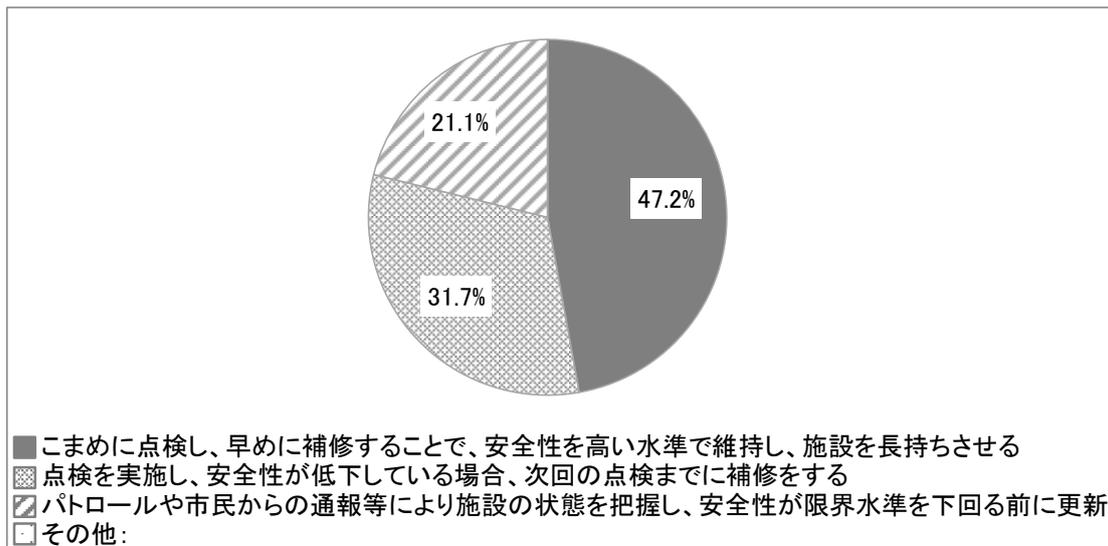


図 8-13 取り組むべき維持管理の方針

<『道路施設の老朽化の認知度』とのクロス解析>

道路施設の老朽化の認知度について「よく知っている」と回答した方の約7割が「こまめに点検し、早めに補修することで、安全性を高い水準で維持し、施設を長持ちさせる」を選択している。道路施設の老朽化に関する認知度がある方ほど予防保全的な管理に取り組んだ方がよいと回答している。

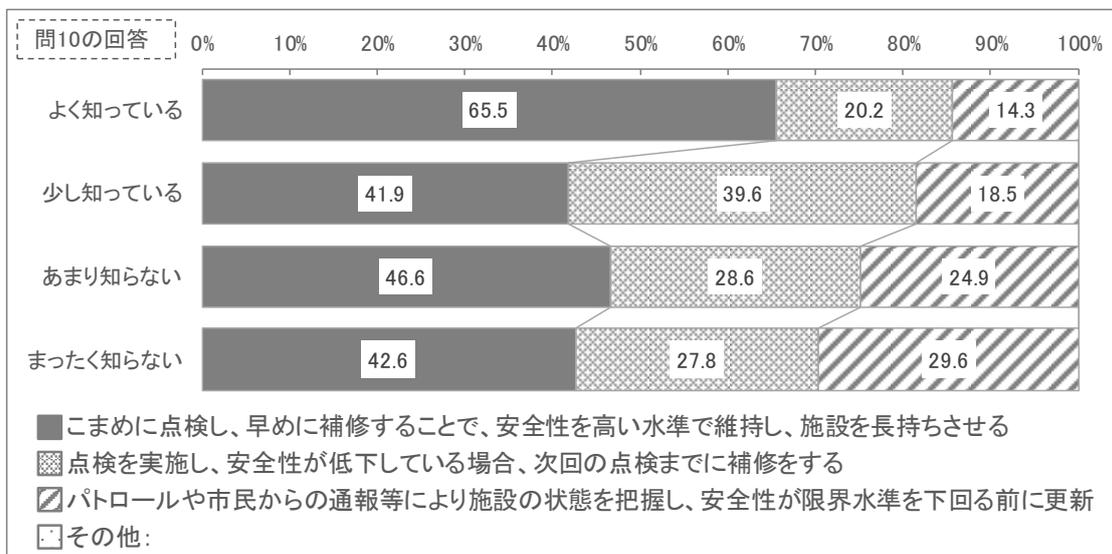


図 8-14 道路施設の老朽化に対する認知度と取り組むべき維持管理の方針の関係

＜『道路施設の老朽化に対する意識』とのクロス解析＞

普段生活するなかで道路施設の老朽化を「意識している」と回答した方の約7割が「こまめに点検し、早めに補修することで、安全性を高い水準で維持し、施設を長持ちさせる」を選択している。道路施設の老朽化に対する意識が高い方ほど予防保全的な維持管理に取り組んだ方がよいと回答している。

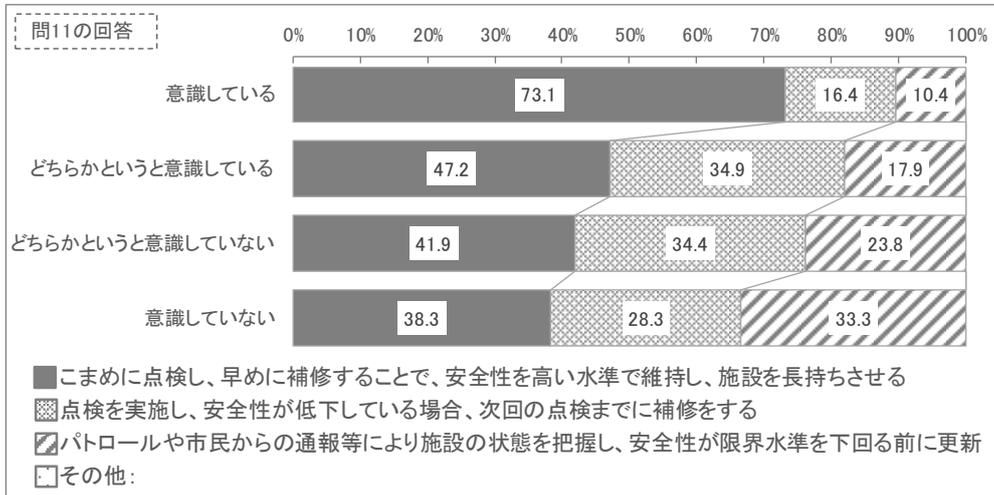


図 8-15 道路施設の老朽化に対する意識と取り組むべき維持管理の方針の関係

(4) 調布市道の維持管理に関する市民の満足度について

あなたが普段生活しているなかで、調布市道の維持管理についてどう感じていますか。

「概ね管理出来ている（どちらかという満足）」と回答した方が約6割を占めており、「十分に管理出来ている（満足）」と回答した方と合わせると、全体の約7割が管理出来ていると回答している。

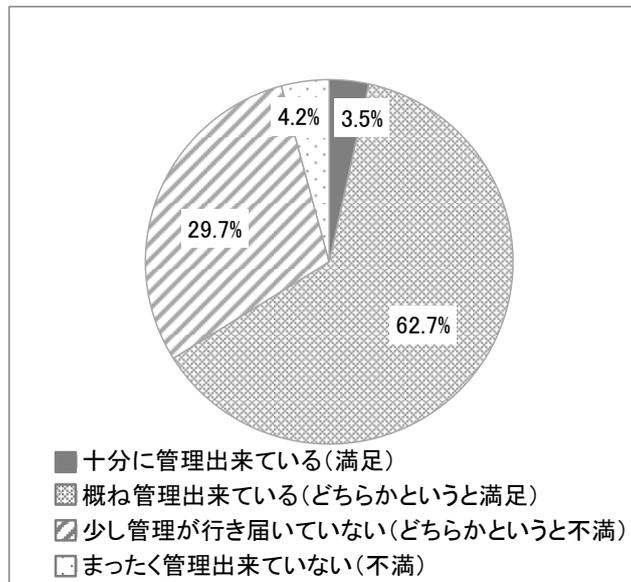


図 8-16 市道の維持管理に対する満足度

<年齢層別>

年齢層別の調布市道の維持管理に対する満足度に着目すると、10・20代の方は約8割、40代・50代の方は約7割、30代・60代・70代以上の方は約6割が管理出来ていると回答している。

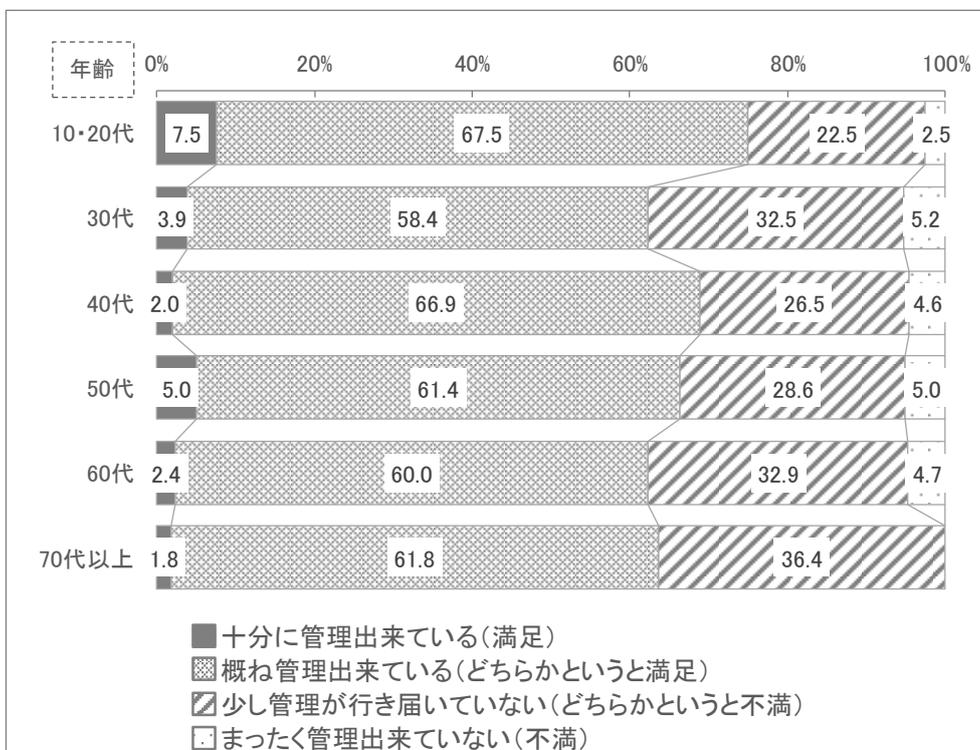


図 8-17 年齢層別の調布市道の維持管理に対する満足度

<居住地域別>

居住地域別の調布市道の維持管理に対する満足度に着目すると、東部・西部・南部は約7割、北部は約6割の方が管理出来ていると回答している。

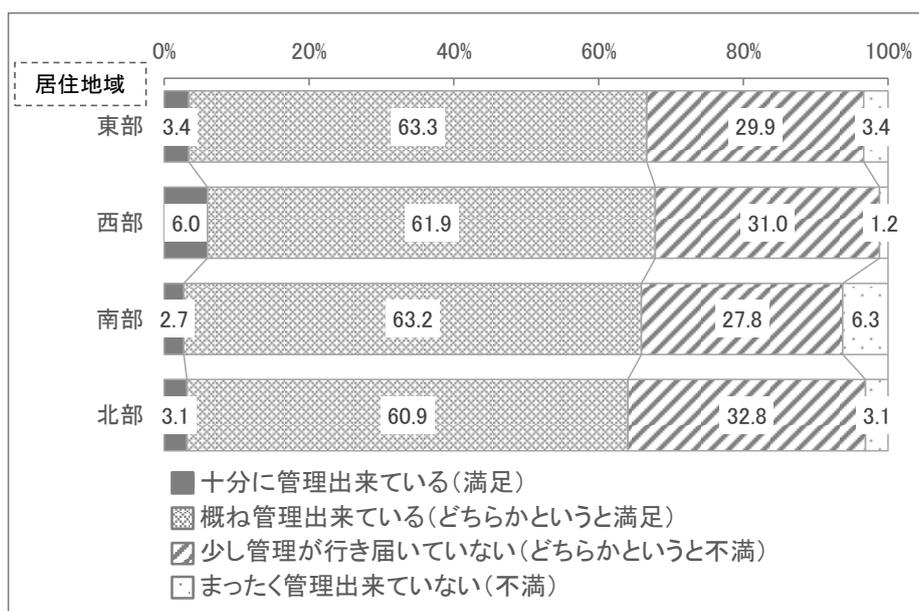


図 8-18 居住地域別の調布市道の維持管理に対する満足度

第2章. 委託及び工事の内容と費用

2.1 舗装に関する費用

表 8-3 工事一覧(道路改良含む)

工事年度	件名	事業費 (百万円)
H23	平 23 主要市道 12 号線舗装改良工事	50.5
	平 23 市道東 139 号線道路改良工事	9.5
	平 23 市道北 146-4 号線ほか 1 路線道路改良工事	13.1
	平 23 市道南 176-2 号線道路改良工事	4.2
H24	平 24 市道北 13 号線道路改良工事	23.7
	平成 24 市道西 136-2 号線ほか 1 路線舗装改良工事	39.2
	平 24 市道 74-13 号線ほか 2 路線道路改良工事	9.8
H25	平 25 主要市道 9 号線ほか 1 路線舗装改良工事	43.9
	平 25 主要市道 28 号線ほか 2 路線舗装改良工事	17.3
H26	平 26 市道北 13 号線道路改良工事	22.6
	平 26 主要市道 12 号線舗装改良工事 (その 1)	81.6
	平 26 主要市道 9 号線舗装改良工事	68.6
	平 26 主要市道 12 号線舗装改良工事 (その 2)	113.4
	平 26 主要市道 20 号線ほか 3 路線道路改良工事	26.4
	平 26 市道南 21 号線舗装改良工事 (その 1)	42.3
H27	平 27 主要市道 9 号線舗装改良工事	67.5
	平 27 主要市道 8 号線舗装改良工事	15.5
	平 27 主要市道 2 号線舗装改良工事	33.0
	平 27 主要市道 17 号線舗装改良工事	49.5
H28	平 28 市道南 21 号線舗装改良工事	79.9
	平 28 主要市道 12 号線舗装改良工事	65.8
	平 28 主要市道 21 号線舗装改良工事	41.3
H29	平 29 主要市道 30 号線舗装改良工事	57.1
	平 29 主要市道 18 号線舗装改良工事	40.8
	平 29 市道東 26 号線舗装改良工事	47.2
	人と環境にやさしい道路整備事業 (主要市道 33 号線)	263.0
H30	平 30 主要市道 13 号線道路改良工事	21.6
	人と環境にやさしい道路整備事業 (主要市道 32 号線)	215.8
	人と環境にやさしい道路整備事業 (主要市道 12 号線)	61.6
R1	令和元年度市道東 145 号線舗装改良工事	56.4
	令和元年度市道北 114 号線ほか 1 路線舗装改良工事	25.2
	人と環境にやさしい道路整備事業 (主要市道 32 号線) 東側歩道	90.3
	人と環境にやさしい道路整備事業 (主要市道 12 号線)	73.1

※「工事(委託)台帳」

2.2 橋りょうに関する費用

表 8-4 工事一覧(工事)

工事年度	件名	事業費 (百万円)
H23	平 23 占用橋他 3 橋耐震補強・補修工事及び橋面舗装改良工事	19.4
H24	平 24 飛田給スタジアム前横断歩道橋耐震補強及び橋面補修工事	18.5
H25	平 25 長瀬橋ほか 3 橋補修工事及び橋名舗装改良工事	7.5
H26	平 26 蛇久保橋ほか 6 橋橋面舗装改良工事	22.5
	蛇久保橋他 3 橋補修工事	24.3
H28	平 28 高谷橋ほか 10 橋耐震補修工事	47.5
H29	平 29 西野橋ほか 10 橋耐震補強補修工事	75.0
	中央自動車道と交差する調布市道（跨道橋 7 橋）に係る補修工事	62.9
H30	平 30 明照院橋ほか 4 橋耐震補強補修工事	40.9
	スタジアム前歩道橋補修工事	105.4
R1	「小島町歩道橋」・「品川国領歩道橋」の撤去工事	65.9
	スタジアム前歩道橋補修工事	214.8
	跨道橋 7 橋の遮音板取替工事	-
R2	令和 2 年度仙川橋補修工事	48.8
	跨道橋 3 橋（原山橋・北原橋・絵堂橋）の耐震補強工事	-

※「工事（委託）台帳」

表 8-5 工事一覧（点検）

工事年度	件名	事業費 (百万円)
H24	平 24 橋りょう点検及び橋りょう台帳整備委託	4.1
H25	平 25 橋りょう台帳整備委託	4.1
H26	平 26 橋りょう点検及び橋りょう台帳整備委託	3.2
H27	平 27 橋りょう点検及び橋りょう台帳整備委託	6.3
H28	平 28 橋りょう点検及び橋りょう台帳整備委託	3.9
H29	平 29 橋りょう点検及び橋りょう台帳整備委託	4.6
	跨線橋 4 橋の定期点検	38.5
	中央自動車道と交差する調布市道の跨道橋に関する橋梁の点検業務	14.5
R1	令和元年度定期橋梁点検及び塗膜調査委託	8.6
R2	令和 2 年度定期橋梁点検委託	4.5

※「工事（委託）台帳」

表 8-6 工事一覧(補修設計)

工事年度	件名	事業費 (百万円)
H23	平 23 飛田給スタジアム歩道橋耐震補強補修設計委託	5.0
H24	平 24 長瀬橋ほか 10 橋耐震補強補修等委託	4.8
H25	平 25 絵堂橋ほか 6 橋補修設計委託	5.2
H27	平 27 高谷橋ほか 11 橋耐震補強補修委託	5.1
H28	平 28 神明橋ほか 12 橋耐震補強補修設計委託	7.8
H29	平 29 明照院橋ほか 8 橋耐震補強補修設計	9.9
R1	令和元年度神明橋耐震補強及び補修修正設計委託	7.5
	令和元年度仙川橋補修設計委託	6.5
R2	令和2年度日向橋ほか 1 橋補修設計委託	11.2

※「工事(委託)台帳」

表 8-7 工事一覧(計画)

工事年度	件名	事業費 (百万円)
H30	橋梁長寿命化修繕計画策定委託	8.6

※「工事(委託)台帳」

第3章. 財産管理・施設管理に関する法規・例規等の一覧

本章では、第2編第4章で示した管理物・所管業務に係る法規・例規等について、各管理財産・管理施設・財産管理業務・施設管理業務を下表のとおり示します。

※下表に記載する例規については、道路管理課所管のものに限っています。

3.1 関係する法規・例規等一覧表

3.1.1 財産管理

(1) 財産に関する法規・例規等

財産及び財産にかかる事業の主な根拠となっている法規・例規等は下表のとおりです。

表 8-8 財産に関する法規・例規等の一覧

対象財産・事業		主な根拠(関連)法規・例規等
市道の財産管理 ※売払いを想定		【法規及び国土交通省からの通知】 ・ 地方自治法 第238条の5 ・ 普通財産貸付事務処理要領 ・ 普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について ・ 普通財産にかかる用途指定の処理要領について
		【市条例】 ・ 市有財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例
		【市規則・要綱】
水路	利活用あり	【法規及び国土交通省からの通知】 ・ 地方自治法 第238条の4
		【市条例】 ・ 調布市公共物の管理に関する条例
		【市規則・要綱】 ・ 調布市公共物の管理に関する条例施行規則
	利活用なし	【法規及び国土交通省からの通知】 ・ 地方自治法 第238条の5 ・ 普通財産貸付事務処理要領 ・ 普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について ・ 普通財産にかかる用途指定の処理要領について
		【市条例】 ・ 市有財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例
		【市規則・要綱】 ・ 調布市公共物等の用途廃止に関する事務取扱要綱
畦畔		【法規及び国土交通省からの通知】 ・ 地方自治法 第238条の5 ・ 普通財産貸付事務処理要領 ・ 普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について ・ 普通財産にかかる用途指定の処理要領について

対象財産・事業	主な根拠(関連)法規・例規等
	【市条例】 ・市有財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例
	【市規則・要綱】 ・調布市公共物等の用途廃止に関する事務取扱要綱
道路台帳	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第 28 条 ・道路法施行令 第 5 条 ・道路法施行規則 第 4 条の 2
	【市条例】
	【市規則・要綱】 ・調布市道路占用規則 第 21 条
基準点と基準点網図	【法規及び国土交通省からの通知】 ・測量法 第 1 条， 5 条， 10 条， 21 条～25 条， 37 条 ・測量法施行規則 第 1 条の 4， 5 条の 2
	【市条例】
	【市規則・要綱】 ・調布市公共基準点管理保全要綱

表 8-9 財産管理業務に関する法規・例規等の一覧

所管業務	主な根拠(関連) 法規・例規等
路線の認定・廃止・区域変更等	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第 8 条～11 条， 18 条 ・道路法施行規則 第 1 条～3 条
	【市条例】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例
	【市規則・要綱】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則
地籍整備事業	【法規及び国土交通省からの通知】 ・国土調査法 第 2 条， 6 条， 6 条の 4 ・国土調査法施行令 第 2 条 ・国土調査法施行規則 第 1 条 ・国土調査促進特別措置法 第 2 条， 4 条
	【市条例】
	【市規則・要綱】
土地境界確認申請	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第 8 条， 9 条 ・道路法施行規則 第 1 条 ・地方自治法 第 238 条の 4， 5 ・普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について
	【市条例】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第 2 条 ・調布市公共物の管理に関する条例

所管業務		主な根拠(関連) 法規・例規等
		【市規則・要綱】
事前相談 申請 (寄附・ 売払い)	私道寄附	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第3条, 30条
		【市条例】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例
		【市規則・要綱】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則 ・調布市道路敷地の寄附に関する事務取扱規程
	開発寄附	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第3条, 30条 ・都市計画法 第32条, 39条
		【市条例】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例
		【市規則・要綱】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則 ・調布市道路敷地の寄附に関する事務取扱規程
	普通財産売 払い	【法規及び国土交通省からの通知】 ・地方自治法 第238条の5 ・普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について
		【市条例】 ・市有財産の交換, 譲与, 無償貸付等に関する条例
		【市規則・要綱】
道路等に 関する 各種証明	土地境界証明	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第8条, 9条 ・道路法施行規則 第1条 ・地方自治法 第238条の4, 5 ・普通財産の管理及び処分に係る標準契約書式及び同取扱要領について
		【市条例】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第2条 ・調布市公共物の管理に関する条例
		【市規則・要綱】
	道路区域証明	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第8条, 9条 ・道路法施行規則 第1条
		【市条例】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第2条
		【市規則・要綱】
	道路認定幅 員証明	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第8条, 9条, 28条 ・道路法施行規則 第1条, 4条の2
		【市条例】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第2条

所管業務		主な根拠(関連) 法規・例規等
法定外公共物にかかる機能の有無についての証明		【市規則・要綱】
		【法規及び国土交通省からの通知】 ・ 地方自治法 第 238 条の 4
		【市条例】 ・ 調布市公共物の管理に関する条例 第 2 条
		【市規則・要綱】 ・ 調布市公共物等の用途廃止に関する事務取扱要綱 第 3
基準点使用と基準点付近での工事申請		【法規及び国土交通省からの通知】 ・ 測量法 第 1 条, 5 条, 10 条, 21 条～25 条, 37 条 ・ 測量法施行規則 第 1 条の 4, 5 条の 2
		【市条例】
		【市規則・要綱】 ・ 調布市公共基準点管理保全要綱

3.1.2 施設管理

(2) 施設の構造に関する法規・例規等

施設の構造の主な根拠となっている法規・例規等は下表のとおりです。

表 8-10 道路施設の構造に関する法規・例規等の一覧

「※道路の附属物」は、道路法第 2 条、道路法施行令第 34 条の 3、35 条の 2、道路法施行規則第 4 条の 5 の 6 にて規定されています。

対象施設	主な根拠(関連)法規・例規等
舗装	【法規及び国交省からの通知】 ・ 道路法 第 29 条, 第 30 条 ・ 道路構造令 第 23 条 ・ 車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令 ・ 舗装の構造に関する技術基準 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 10 条 ・ 移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令 <区画線等> ・ 道路法 第 45 条 ・ 道路交通法 第 4 条 ・ 道路交通法施行令 第 1 条の 2 ・ 道路交通法施行規則 第 2 条の 2 ・ 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 第 5～10 条
	【市条例】 ・ 調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第 23 条 ・ 調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例 第 5 条
	【市規則・要綱】
橋りょう	【法規及び国土交通省からの通知】

対象施設	主な根拠(関連)法規・例規等
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第 29 条, 第 30 条 ・道路構造令 35 条 ・道路構造令施行規則 第 5 条 ・河川法 第 13 条 ・河川管理施設等構造令 第 60 条～67 条 ・橋, 高架の道路等の技術基準について <p>【市条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例 第 26 条～30 条 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第 9 条, 10 条, 35 条 <p>【市規則・要綱】</p>
<p>街路樹 (植栽帯, 植栽 ます含む) ※道路の附属物</p>	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第 29 条, 第 30 条 ・道路構造令 第 11 条の 4 ・道路緑化技術基準 第 2 章 ・高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 10 条 ・移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令 <p>【市条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第 12 条 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例 第 7 条 <p>【市規則・要綱】</p>
<p>街路灯 (照明施設) ※道路の附属物</p>	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第 29 条, 第 30 条 ・道路構造令 第 31 条 ・道路照明施設設置基準 ・高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第 10 条 ・移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令 <p>【市条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第 30 条 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例 第 27 条 <p>【市規則・要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市街路灯の設置等に関する規則
<p>道路土工構造物</p>	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第 29 条, 第 30 条 ・道路構造令 第 33 条 ・建築基準法 第 19 条, 第 20 条, 第 88 条 ・建築基準法施行令 第 138 条, 第 142 条 ・建築基準法施行規則 第 2 条の 2 ・道路土工構造物技術基準 <p>【市条例】</p>

対象施設		主な根拠(関連)法規・例規等
		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第33条
		【市規則・要綱】
交通安全 施設	道路反射鏡 (ミラー) ※道路の附 属物	【法規及び国土交通省からの通知】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第29条, 第30条 ・道路構造令 第31条 ・道路構造令施行規則 第3条 ・道路反射鏡設置指針
		【市条例】
		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第30条
		【市規則・要綱】
		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則 第4条
	防護柵 (パイプ柵等) ※道路の附 属物	【法規及び国土交通省からの通知】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第29条, 第30条 ・道路構造令 第31条 ・防護柵の設置基準 ・高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第10条 ・移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令
		【市条例】
		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第30条 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例 第7条
		【市規則・要綱】
	道路標識 ※道路の附 属物 (公安委員会設置の物を除く)	【法規及び国土交通省からの通知】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第29条, 第30条, 第45条 ・道路構造令 第31条 ・道路構造令施行規則 第3条 ・道路交通法 第2条, 第4条 ・道路交通法施行令 第1条の2 ・道路交通法施行規則 第2条の2 ・道路標識, 区画線及び道路標示に関する命令 第1条~4条 ・道路標識設置基準 ・高齢者, 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第10条 ・移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令
		【市条例】
		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の道路標識の寸法に関する条例 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第30条 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例 第24条 (案内標識)
		【市規則・要綱】
		<ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則 第4条
	車止め ※道路の附	【法規及び国土交通省からの通知】 <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第29条, 第30条

対象施設		主な根拠(関連)法規・例規等
	属物	<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造令 第31条 ・道路構造令施行規則 第3条 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第10条 ・移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令
		<p>【市条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第30条 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例 第7条
		<p>【市規則・要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則 第4条
	視線誘導標・自発光鋲 ※道路の附属物	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第29条, 第30条 ・道路構造令 第31条 ・視線誘導標設置基準
		<p>【市条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第30条
		<p>【市規則・要綱】</p>
その他 管理物	電線共同溝 ※道路の附属物	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法 第16条, 18条 ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令 第7条 ・電線共同溝マニュアル（関東地方整備局・非公表）
		<p>【市条例】</p>
		<p>【市規則・要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市電線共同溝管理要綱
	その他	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 第29条, 第30条 ・道路法施行規則 第4条の4の3 ・道路構造令 第10条の2, 11条, 31条 ・道路構造令施行規則 第5条 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第10条 ・移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令 ・建築基準法 第68条の2 ・立体横断施設技術基準 ・自由通路の整備及び管理に関する要綱
		<p>【市条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 第9条, 10条, 30条 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例 第11条, 12条
		<p>【市規則・要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例施行規則 第9～13条

表 8-11 道路施設管理業務の主な根拠となっている法規・例規等の一覧

所管業務		主な根拠(関連)法規・例規等
施設に関する調査・計画・設計・工事等		【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 ・高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・建築基準法 ・都市計画法
		【市条例】 ・調布市道路復旧費徴収条例 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例
		【市規則・要綱】 ・調布市道路敷地の寄附に関する連絡協議会要綱 ・調布市道路総合管理計画策定等推進委員の設置に関する要綱 ・調布市土木工事設計・積算システム運用管理要綱 ・調布市ふれあいのみちづくり事業実施要綱
道路管理に関する相談・対応		【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第16条～20条 ・道路法施行令 第1条の5, 35条の2
		【市条例】
		【市規則・要綱】
占有許可等	道路占有	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第32条～41条 ・道路法施行令 第7条～11条の11 ・道路法施行規則 第4条の3～4条の5の5
		【市条例】 ・調布市道路占有料等徴収条例
		【市規則・要綱】 ・調布市道路占有許可規則 ・調布市道路占有許可基準 ・調布市道路占有料の減免措置の基準に関する要綱 ・調布市道路占有工事要綱（非公表） ・調布市道路占有物件配置標準（非公表）
	公共物占有	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第2条, 3条 ・建築基準法 第42条
		【市条例】 ・調布市公共物の管理に関する条例
		【市規則・要綱】 ・調布市公共物の管理に関する条例施行規則
パトロールと軽微な補修等	パトロールと軽微な補修	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第16条, 42条 ・道路法施行令 第35条の2 ・道路法施行規則 第4条の5の6
		【市条例】 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例

所管業務		主な根拠(関連)法規・例規等
	不法投棄対応	【市規則・要綱】
		【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第43条, 102条
		【市条例】 ・調布市公共物の管理に関する条例 第8条, 16条, 17条
	不法占用対応	【市規則・要綱】
		【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第32条～41条, 73条, 99条, 100条, 102条, 第103条 ・道路法施行令 第7条～19条の4 ・道路法施行規則 第4条の3～4条の5の5
		【市条例】 ・調布市公共物の管理に関する条例
自費工事申請 (道路法第24条による承認工事申請)	【市規則・要綱】 ・調布市道路占用規則 ・調布市道路占用許可基準 ・調布市公共物の管理に関する条例施行規則	
	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第24条 ・道路法施行令 第3条	
	【市条例】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例 第3条～10条	
その他	【市規則・要綱】 ・調布市道の構造の技術的基準に関する条例施行規則 ・調布市道の移動等円滑化の基準に関する条例施行規則 第3条～8条	
	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第47条～47の4条 ・車両制限令 第3条 ・車両の通行の許可の手續等を定める省令 ・道路交通法 第57条, 59条 ・道路交通法施行令 第22条 ・道路交通法施行規則 第2条, 7条の13～14 ・道路運送車両法 第42条 ・道路運送車両の保安基準 第2条, 4条 ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示 第6条, 7の2条, 84条, 85条の2, 162条, 163条の2	
	【市条例】	
	大型・特殊車両通行許可	【市規則・要綱】
	沿道掘削施工協議	【法規及び国土交通省からの通知】 ・道路法 第32～34条, 44条 ・道路法施行令 第7条, 13条～15条 ・道路法施行規則 第4条の4の4～4条の4の7

所管業務	主な根拠(関連)法規・例規等
	<p>【市条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市道路復旧費徴収条例
	<p>【市規則・要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市道路復旧費徴収条例施行規則
<p>道路上での 工事や作業等 の実施可否に 係る相談等</p>	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 第 32 条 ・ 道路法施行令 第 7 条～15 条 ・ 道路法施行規則 第 4 条の 3～4 条の 5 の 5
	<p>【市条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市道路占用料等徴収条例
	<p>【市規則・要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市道路占用許可規則 ・ 調布市道路占用許可基準
<p>私道舗装</p>	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法 第 8 条 ・ 都市計画法 第 29 条, 32 条, 39 条 <p>【市条例】</p> <p>【市規則・要綱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調布市私道整備に関する規則
<p>武蔵野の路 利用</p>	<p>【法規及び国土交通省からの通知】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法 第 24 条 ・ 河川法施行規則 第 12 条 <p>【市条例】</p> <p>【市規則・要綱】</p>